

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年十一月十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ユーホー井原店

所在地 井原市笹賀町字式反田四二七番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ユーホー

住所 広島県福山市多治米町六丁目三番五号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 哲士

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 千八百十一平方メートル

(変更後) 二千六百五平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 三十一台 (変更後) 四十四台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 十台 (変更後) 十台

ウ 荷さばき施設の面積

(変更前) 十七平方メートル (変更後) 六十六平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 十・零立方メートル (変更後) 九・六立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時

(変更後) 午前七時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後七時

(変更後) 午後九時

- ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前八時三十分から午後七時三十分まで
(変更後) 午前六時三十分から午後九時三十分まで
- エ 駐車場の自動車の出入口の数
(変更前) 三箇所
(変更後) 三箇所
- オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前八時から午後八時まで
(変更後) 午前六時から午後十時まで

4 変更年月日

平成二十六年六月一日ほか

5 変更事項以外の事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社ユーホー
住所 広島県福山市多治米町六丁目三番五号
代表者の氏名 代表取締役 佐藤 哲士

二 届出年月日

平成二十五年十月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十五年十一月十二日から平成二十六年三月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び井原市建設経済部商工観光課